

広島県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくらファミリー歯科	東広島市西条西本町二八番三〇号ハローズ東広島店三階	平成二十九年一月九日
岡原内科皮膚科クリニック	安芸郡府中町大須一丁目一九番一九号	平成二十九年一月一日